

審 査 基 準

令和元年12月1日作成

法 令 名：道路交通法施行規則
根 拠 条 項：第30条の13第1項
処 分 の 概 要：運転経歴証明書の再交付
原権者（委任先）：熊本県公安委員会
法 令 の 定 め： 道路交通法施行規則第30条の13第2項（運転経歴証明書の再交付の申請）
審 査 基 準： 判断基準は、上記法令の定めによる。
標 準 処 理 期 間： 熊本県警察本部運転免許課 1日 その他の申請先 14日
申 請 先： 熊本県警察本部運転免許課（熊本県運転免許センター窓口） 警察署及び八代警察署氷川幹部交番
問 い 合 わ せ 先：熊本県警察本部運転免許課（電話番号：096-233-0110）
備 考：